東海市告示第１１１号

東海市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和７年４月２１日

東海市長　花　田　勝　重

東海市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱の一部を改正する要綱

東海市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱（平成２０年東海市告示第１号）の一部を次のように改正する。

第６条第３項中「納付した」を「給付した」に改める。

別表第１に次の１項を加える。

チューブ型包帯	皮膚疾患群に罹患しており、軽微な外力により水疱やびらんを生じ、皮膚障害を起こすことがある者	外力から皮膚を保護できるもの	年額１７０，５００円

附　則

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の東海市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱の規定は、令和７年４月１日から適用する。